

## 商品概要説明書

年金振込指定者専用金利上乘せ定期積金<定額式>

(令和8年4月1日現在)

商品名	・年金振込指定者専用金利上乘せ定期積金<定額式>
募集期間	・令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)
ご利用いただける方	・個人のみ (当店に年金の振込口座を指定されている方) (新たに当店に年金の振込口座を指定された方) ※年金とは、国民年金、国民年金基金、厚生年金、厚生年金基金(企業年金連合会から支給される年金を含む)、共済年金、農業者年金かつ一時金支給でないものに限ります。 ※諸事情により、年金の振込が全額停止されるなど、年金の振込が当店で確認できない場合には、預入の対象となりません。
期間	・36か月
払込方法 (1) 掛込方法 (2) 掛込金額 (3) 掛込単位	・契約期間内で掛金を分割して掛込いただきます。 ・年金受給口座からの自動振替による掛込となります。 ・掛込周期は1か月とし、前納積立のお取扱いはいたしかねます。 ・1回あたり5,000円以上50,000円以内。ただし、お客さま1人につき、1契約限りといたします(以前に販売した本商品の契約が残っている方については、契約が満了するまで、新たに本商品はご契約できないものとします)。 ・1円単位
払戻方法	・約定回数の掛込が完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の店頭表示利回りに1.0%を上乗せした約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の源泉分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・契約時の店頭表示利回りは店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支店または総合リスク管理室(電話:044-877-2186)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情

	<p>等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A総合リスク管理室または J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・本商品の契約期間中は継続して当店舗で年金をお受取りいただくことが条件となります。契約期間中に本条件が満たされない場合は、証書記載の利率に関わらず、契約日時点の定期積金の店頭表示利回りを契約日に遡って適用する場合があります。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aセレサ川崎